

商用二次使用「PDF 配信 Web 画像表示」使用許諾契約書

株式会社モトヤ（以下、甲）は、様（以下、乙）に対して、乙が購入した全てのモトヤフォントと、それが正規にインストールされている機器を対象に、本契約書に定める条件の範囲で使用を許諾するものとします。

※ご注意：本契約は、モトヤのフォント商品に許諾されている一次使用权（一般商用印刷に対する使用許諾）に対する、商用二次使用の追加使用許諾契約です。

フォントを全ての機器にインストールして使用できるという、一次使用权のサイトライセンスではありませんのでご注意ください。

一次使用权につきましては、商品に添付の使用許諾契約書をお読みください。

第1条 使用权の許諾

- 乙は、モトヤフォントを使用して、PDF 類に使用した文字（サブセット文字）のみを埋め込み、そのデジタルデータを商用目的で複製、頒布、配信することができます。
- 乙は、モトヤフォントを使用して、Web 上に書体のイメージを画像として表示することができます。

第2条 モトヤフォントに関する権利

モトヤフォントの著作権、無体財産権及び所有権は甲に帰属します。乙は、使用することができるだけで、甲の権利及び第三者への再使用許諾権を得るものではありません。

第3条 禁止事項

- モトヤフォントを使用して、PDF 類に使用していない全ての文字を埋め込むこと。
- モトヤフォントを修正、改造、ソフト解読、翻訳すること。
- モトヤフォントの全部または一部をコピーすること。
- モトヤフォントの全部または一部を第三者に譲渡すること。

第4条 保証と責任

- 甲は、モトヤフォントが他の著作権等無体財産権を侵害しないことを保証します。
- 甲は、モトヤフォントが乙における特定の目的のために適切であること、または有用であることを保証するものではありません。
- 甲は、モトヤフォントについて、本契約書に明示された事項以外の如何なる保証も行いません。
- 甲は、モトヤフォントの使用により、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、乙または第三者が被った直接的、間接的な如何なる損害についても責任を負いません。

第5条 契約の解除

乙が本契約に違反した場合、甲は催告の上、本使用許諾を解除します。

第6条 合意管轄

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

本契約成立の証として、本書二通を作成し、甲乙各記名押印の上、各一部を保管するものとします。

令和 年 月 日

(甲) 大阪市中央区南船場 1-10-25
株式会社 モトヤ
代表取締役社長 古門 慶造

(乙)